

申請内容の判断、必要書類の確認

○申請事由の種類

対象：病院、診療所、薬局

- ①医療機関を開設し結核公費負担医療を行う時、もしくは新たに結核公費負担医療を行う時
- ②開設者が変更になった時
- ③開設者が施設を譲渡（相続）した場合
- ④開設者が法人である場合に、他の法人に合併されたり新たな法人となった場合
- ⑤開設者が法人から個人、個人から法人になった場合
- ⑥診療所を病院に、病院を診療所に変更した場合
- ⑦医療機関の所在地が変わった場合（増改築等による仮転移を含む）
- ⑧医療機関の名称を変更した場合
- ⑨住居表示の変更等により、医療機関の所在地名の呼称及び地番に変更があった場合（※1）
- ⑩婚姻、養子縁組及び法人の名称変更等により、開設者名に変更があった場合（※2）
- ⑪開設者の住所に変更があった場合（※3）
- ⑫医療機関を閉業した時

○新規申請

①の場合

必要書類

- 1.新規申請書（オンライン申請の場合は不要）
- 2.開設者、診療開始日等が確認できる書類
 - ・病院、診療所：開設届又は変更届の写し（保健所受理印のあるもの）
 - ・薬局：薬局開設許可証の写し

○新規申請 + 辞退届

②～⑦の場合

必要書類

- 1.新規申請書、辞退届、紛失届（必要時）（オンライン申請の場合は不要）
- 2.開設者、診療開始日等が確認できる書類
 - ・病院、診療所：開設届又は変更届の写し（保健所受理印のあるもの）
 - ・薬局：薬局開設許可証の写し
- 3.既交付の結核指定医療機関指定書（紛失した場合は紛失届が必要）

○変更届
⑧～⑪の場合
※1 住居表示とは、法律に基づいて住所をわかりやすく表すため、対象地区の建物すべてに住居番号を付番し、この住居番号をもって住所を表すもの。単なる移転による所在地の変更は、これに当たらない。
※2 開設者に変更はなく、開設者名のみが変わった場合（開設者が変わった場合は新規申請＋辞退届が必要）
※3 開設者に変更はなく、開設者の住所のみが変わった場合
必要書類
1.変更届、紛失届(必要時)（オンライン申請の場合は不要）
2.変更内容が確認できる書類（写し可）
3.既交付の結核指定医療機関指定書（紛失した場合は紛失届が必要）

○辞退届
⑫の場合
1.辞退届、紛失届(必要時)（オンライン申請の場合は不要）
2.既交付の結核指定医療機関指定書（紛失した場合は紛失届が必要）